

発議第1号

和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月26日提出

提出者 和歌山市議会議員

貴志啓一

遠藤富士雄

松本哲郎

大艸主馬

メ木佳明

中村協二

石谷保和

和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「170,000円」を「100,000円」に改める。

第7条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「収支報告書を作成し、」を「収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該収支報告書に係る金銭の支払に関する証拠書類（以下「証拠書類」という。）の写しとともに、年度終了日の翌日から起算して30日以内に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「速やかに第1項の収支報告書を」を「解散した日の翌日から起算して30日以内に収支報告書及び証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を議長に」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条中「第7条第1項」を「第7条」に、「収支報告書を、提出期限」を「収支報告書等を同条の規定による提出すべき期間の末日の翌日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。